神埼市告示第４２号

神埼市運転免許証自主返納者支援事業実施要綱を次のように定める。

平成３１年３月３１日

神埼市長　　松　本　茂　幸

神埼市運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

平成３１年３月３１日

要綱第２７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の運転による交通事故の抑止を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する神埼市運転免許証自主返納者支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し神埼市補助金交付規則（平成１８年規則第４４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）運転免許証　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条第１項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。

（２）自主返納　道路交通法第１０４条の４第１項の規定により公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

（３）運転経歴証明書　道路交通法第１０４条の４第５項の規定により公安委員会が交付する運転経歴証明書をいう。

（対象者）

第３条　この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、平成３１年４月１日以降に運転免許証を自主返納した者であって、本市の住民基本台帳に登録されている者とする。

（事業の内容）

第４条　市長は、前条の対象者に対し、佐賀県公安委員会が発行する運転経歴証明書の交付手数料を予算の範囲内で助成するものとする。

２　前項の規定による支援は、対象者１人につき１回限りとする。

（申請手続き）

第５条　前条に規定する交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運転経歴証明書交付手数料助成申請書・実績報告書兼請求書（第１号様式）に運転経歴証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（申請期限）

第６条　前条の規定による申請は、運転経歴証明書の交付日から起算して１年以内に行わなければならない。

（交付決定及び確定）

第７条　市長は、第５条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該支援による助成金の交付決定及び確定を行い、運転経歴証明書交付手数料助成金交付決定兼確定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

運転経歴証明書交付手数料助成申請書・実績報告書兼請求書

年　　月　　日

神埼市長　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

対象者との関係（　　　）

電話番号

　神埼市運転免許証自主返納者支援事業実施要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対  象  者 | 氏　　名 |  | | | | | | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日（　　　歳） | | | | 性 別 | | 男・女 | | |
| 住　　所 | 神埼市 | | | | | | | | |
| 運転免許証  返納年月日 | 年　　月　　日 | | | | | | | | |
| 振  込  口  座 | 金融機関名 | 銀行・信金・信組・農協　　　　　　　　支店 | | | | | | | | |
| 種別・番号 | 普通　・　当座 |  |  |  |  |  | |  |  |
| ふりがな  口座名義 |  | | | | | | | | |

※　添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 受  付  印 |  |

　　運転経歴証明書の写し

第２号様式（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

神埼市長㊞

運転経歴証明書交付手数料助成金交付決定兼確定通知書

　　　年　月　日付けで申請のあった運転経歴証明書交付手数料の助成については、下記のとおり交付決定及び確定したので、神埼市運転免許証自主返納者支援事業実施要綱第７条の規定により通知します。

記

１　対象者　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　住所

２　交付決定及び確定額　　金　　　　　円

３　支払方法　　　　　　　指定された金融機関の口座に振り込みます。